

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしている。

については、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第 382 条第 1 項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるように地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記済通知に係る電子データを活用できるようにすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第 20 条の 11 の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。

【支障事例】

手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。

このように、人的労力が多大となっている。 ※平成 29 年度収集実績: 約 11 万 5,000 件(+同数の見直し)、登記所への出張回数: 約 1,000 回

全国地方税務協議会が平成 30 年 8 月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答した。

また、令和 2 年 1 月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第 382 条第 1 項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。

【制度改正の必要性】

上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第 382 条第 1 項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

収集事務に係る労力の削減、収集情報の正確性が担保されるなど資料収集業務の効率化が見込まれる。不動産の取得から課税までの期間の短縮も見込まれ、適切な賦課徴収が可能となる。

根拠法令等

地方税法第 20 条の 11、第 382 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。

○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。

○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で 127 件、約 958 万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討してまいりたい。

【法務省】

要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知することになっているが、この業務は、経費及び業務量の面で市町村に過大な負担となることから、本県では、登記所で登記申請書簿冊を閲覧、調査し必要事項を手書きで入力票に書き写している。

また、市町村から紙で情報を入手しても電子データ化のためには県の費用負担が必要となる。仮に、電子データで入手できても、各市町村では県に渡すためのデータ化の費用を要するほか、システムが異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正するなど費用や時間を要する。

さらに、登記情報システム更改後も、当該システムに対応する予定がない市町村もあり、全市町村から電子データを入手することは困難である。

これに対し、登記所から LGWAN を通じて直接電子データを入手することで、次のメリットがある。

- ① 県・市町村ともデータ化の費用や通知に要する業務が大幅に軽減される。
- ② 統一のフォーマットで全市町村のデータが入手可能となる。
- ③ 登記情報システムに対応を予定していない市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。

以上のことから、法改正の上、固定資産税と同様の方法で LGWAN を通じて電子データの入手を可能としていただきたい。

なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN 以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。

国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の

採用をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】

登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っておらず、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のメドがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。

【山口県】

本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。

それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。

事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。

また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。

各府省からの第2次回答

現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改によりオンラインで市町村が提供を受けられるようになれば同条に基づき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。

市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができる環境が整っていればよく、市町村側でシステム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。

なお、現在、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのかが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供することが許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。

これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(6) 地方税法(昭25法226)

382 条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて 73 条の 18 第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができな
いやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。
(関係府省:法務省)